

裁判員等経験者の意見交換会（第9回）議事録

- 1 開催日時 令和元年10月11日（金）
午後3時から午後4時50分まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 井野 憲 司
同 第3部判事補 清水 萌
山口地方検察庁 検 事 寺田 太郎
山口県弁護士会 弁 護 士 中 嶋 善 英
裁判員経験者1番（30代 女性）
同 2番（40代 男性）
同 3番（20代 男性）
同 4番（30代 男性）
補充裁判員経験者5番（80代 女性）
裁判員経験者6番（60代 女性）
同 7番（60代 女性）
- 4 議事内容

司会者（井野裁判官）

本日は、御多忙の中、裁判員経験者6人及び補充裁判員経験者1人の皆様に御出席をいただいております。本当にありがとうございます。

改めまして、山口地方裁判所刑事部裁判官の井野でございます。皆様とは裁判員裁判で御一緒して以来ということになりますけれども、本日の司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本日は検察庁、弁護士会、裁判所からもお一人ずつ参加されていますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

法曹三者（寺田検察官）

山口地方検察庁検察官の寺田と申します。この貴重な機会に、皆様の忌憚の

ない意見を何なりとお聞かせいただき、今後の活動に活かして参りたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

法曹三者（中嶋弁護士）

山口県弁護士会の弁護士の中嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

法曹三者（清水裁判官）

山口地方裁判所刑事部裁判官の清水と申します。この4月から裁判員裁判に携わっており、皆様とは御一緒できておりませんが、御意見を伺いながら勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

司会者（井野裁判官）

それでは意見交換会を進めて参りますけれども、御案内のとおり、平成21年5月に始まった裁判員制度は、本年5月に10周年を迎えました。

この10年余りにわたりまして、山口地方裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、県民の皆様の御理解、御協力の下、検察庁、弁護士会、そして裁判所、それぞれの立場でより良い裁判員裁判を目指しながら、様々な工夫を積み重ねて、現在に至っております。

本日は、実際に裁判員裁判に参加された7人の皆様から、率直な御意見、御感想を頂戴して参考とさせていただき、これからの10年とその先を見据えて、更なる改善に向けて挑んでいきたい、そんな心意気で一同臨んでおりますので、改めまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これからの進行ですが、皆様がそれぞれ参加された裁判員裁判につきまして、全般的な御感想、印象を始め、参加のしやすさ、証拠調べの分かりやすさ、評議の印象といった点について、いろいろとお話を伺いながら、最後、もちろん最初からでも大歓迎ですが、これから裁判員になられるであろう多くの方々、これからの10年とその先に向けて、元気の出るメッセージをいただけると、大変ありがたいと思っております。その後、報道関係者との質疑応答の時間もございますので、よろしくお願ひします。

では、まずはお話しになりやすいところから、参加された裁判員裁判の全般的な感想や印象について、ざっくばらんにお話しただけだと存じます。

なお、皆様のことは、1番の方、2番の方と番号で呼ばせていただきますので、御了承ください。

裁判員経験者（1番）

裁判員候補者に選ばれて、まずは驚きました。

妊娠していましたので、辞退も可能だったのですが、裁判員を務めた経験のある夫から、とても良い経験になるので機会さえあれば参加したほうが良いよと、ずっと言われていたこともあって、人生に二度とないチャンスかなと思い、裁判員選任手続に参加してみたら、本当に裁判員に選ばれました。

参加するまでは、知識のない自分が人を裁くなんてとんでもないと思っていたのですが、裁判官から、分からない専門用語や手続について詳しく説明してもらいながら、他の裁判員の皆さん、年代も職業も違う方々といろいろと話し合い、そういう意見もあるんだな、などと考えつつ、チームとして一つの結論を導き出していく、その過程に関わることができて、とても良い経験になったと思っています。

裁判員経験者（2番）

私も、まさか自分にお声がかかるとは思っておらず、周囲も含めて全く裁判員の経験がない中で参加したのですが、意外と参加しやすい内容だったな、というのが終わってみて最初に感じた印象です。

最初は、裁判所に対して、ものすごく堅いイメージというか、自分には分からないことが裁判所の中で進んでいるんだろう、そんな先入観があったのですが、実際に参加してみて、そういった堅いイメージがかなり和らいで、裁判所や刑事裁判というものが身近になった感じがしています。

裁判員経験者（3番）

私も裁判員候補者に選ばれて非常に驚いたのですが、両親からの勧めもあり

ましたし、私自身、実は学生の頃から裁判員裁判ってどんな感じなんだろうと、頭の片隅に好奇心がありましたので、こういう経験は本当に二度とないかもしれないから是非とも参加してみようと思って、手続に臨みました。

全体的な感想になりますが、人の運命というんでしょうか、それを決める非常に重たい手続への参加ということで、プレッシャーの中ですごく緊張もしたのですが、その割には、裁判官の温かい言葉や分かりやすい説明のせいもあって、非常に参加しやすかった、というのが印象的です。

裁判員の経験を通じて見識も広がりましたし、非常に良い機会に巡り合えたと思っております。

裁判員経験者（４番）

裁判員裁判という制度は分かっているけども、自分が裁判員になるなんて全く考えていなかったところに、裁判員候補者になったとの連絡が来て、まずは驚いたのですが、ある意味運がいいのかな、とも考えるようになりまして、だったら参加するしかないかな、と思って参加しました。

実際に参加してみて、裁判員を経験する以前は、刑事裁判について、すごく難しくて普通の人にはできないこと、みたいな感覚で外から見ていたのですが、裁判官や他の裁判員の皆さんといろいろな話をしながら意見を交わしたり、過去の裁判例を紹介してもらったりしているうちに、意外に自分たちでもできることなんだなと、刑事裁判を何かすごく身近なものとして感じられるようになりましたし、そのように感じられただけでも、自分自身成長できたように思えます。

補充裁判員経験者（５番）

連絡が来たときには、子供だけでなく皆から辞退するように勧められましたが、私は断固として参加を希望しました。

参加して本当に良かったと思っています。

裁判員経験者（６番）

裁判員候補者になったとの通知が来たときは、それまで夫も子供も誰も経験したことがなかったですので、ついに私に来たかという感じで、私のような司法の勉強をしたこともない、法学部も出たわけでも何でもない者が裁判に参加していいのだろうかという悩みもしましたが、参加してみないと分からないということで、参加させていただき、すごく良い経験ができました。

ただ、裁判が終わってから、事件のことを特に思い出さずともなく過ごしていたのですが、ある日、ちょっと似た感じの事件がテレビで報道されて、動悸がして、法廷で見た写真が出てきて、これがPTSDなのかなと、そんな気持ちは何日か続いたことがありました。吹っ切れてからは、同じような経験はありません。裁判官はよく繰り返し刑事裁判を担当できるなど、その忍耐力を知ることができました。

裁判員経験者（7番）

最初に名簿に載りましたという連絡を受け取った瞬間は、何も悪いことしてないんやけど、何で、と思いました。その後、候補者に選ばれたとの連絡が来た際も、うれしいでも嫌でもなく、関心がないというのが正直なところだったのですが、自分なりにいろいろと調べていくうちに、素人だし何もできないだろうな、いや、自分でも何かできるかもな、選ばれた以上、やってみたら何かしら自分自身にとって勉強になる、ためになることがあるかもしれないな、などとも思うようになり、裁判員選任手続に向かいました。それでも本当に裁判員に選ばれるなんて思っておらず、夫に待ってもらっていたら、裁判員に選ばれました。

選ばれてから1回、2回と法廷に出るにつれ、いろいろな疑問を持つようにもなって、帰ってからもいろいろ調べたりして、これはどうなのかな、あれはどうなのかなと、いろいろと裁判官に質問したら、すごく良い雰囲気ですべて答えてくださり、そんなこともきっかけとなって、良い感じで裁判に参加していけるんだと、前向きな姿勢で取り組むことができました。自分なりにこういう形

で刑事裁判を経験させてもらえたことは、本当に良かったと思っています。

一歩踏み込むとしつこいくらいにいろいろ調べてみたくなる性格なもので、裁判が終わった後も、いつになったら当時のことが頭から抜けるのかなと、ずっと頭に残っているような感じだったのですが、この意見交換会に先立ち、たまたまですが、地元の図書コーナーで裁判員裁判の広報用DVDを見付けまして、もうすぐ意見交換会だなと思いつつ、参加した当時の雰囲気を思い出しながら、そのDVDを見て、裁判員制度に対する関心をまた一つ深めることができました。

戻りますが、井戸端会議に加わるみたいなの、いいや、行ってみようというのがしょっぱなの気持ちだったのに、それをすごく良い形で受け入れていただき、大変感謝しています。

司会者（井野裁判官）

皆様ありがとうございました。

それでは、テーマを絞りながら進めて参ります。

まず、皆様が裁判員や補充裁判員として選ばれるまでの手続について、お勤め先や御家族の理解、協力を得るに当たって困った点、苦労した点、逆にスムーズにいった点等々について、お話しいただけますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

職場で裁判員候補者になったのは私が初めてだったのですが、すごいね、行ってきなよ、みたいな感じで、快く手続を進めることができ、裁判員に選ばれて裁判に参加していた際も、職場の雰囲気はすごく良くて、いろいろな方から裁判員裁判どうだった、と聞かれたほどでした。

ただ、もともと勤務シフトが土日朝昼晩も関係なく組まれる中で働いていましたし、裁判所に行く日数も7日間と知らされていて、職場からも長いね、とは言われていましたから、裁判員に選ばれるかもしれない、という仮定の下で、選ばれることを前提に昼間を中心としたシフトを組んでもらうのが大変で、

もし選ばれなかったら申し訳ないな，という気持ちはありました。

できれば，もう少し裁判の日程を短くするか，裁判員に選任されてから実際の裁判が始まるまでの日数を空けてもらえると，勤務シフトも組みやすくてもっと参加しやすかったのにな，というのが感想です。

裁判員経験者（２番）

私の場合は，裁判員選任手続から判決までが４日間と比較的短かったですので，職場を始め周囲の理解はすぐに得られました。

個人的にすごくびっくりしたこととして，最初に最高裁判所から書類が届いた際，不在通知書が入っていて，特別送達とか裁判所とか，これは何事だ，何かやらしたかなという感じで，ドキドキしながら郵便局に向かったことを覚えていますが，それを除けば，比較的スムーズに参加することができました。

ちょっと思いましたのは，裁判員選任手続が必要なのは分かりますけれども，選ばれずに帰る方もおられるので，より短時間で行えるといいのかな，という事です。

裁判員経験者（３番）

家族からは後押ししてもらったのですが，職場となりますと，最高裁判所からの封書が届いた時点で申告しているのですが，自分が初めてということもあって，実際に選ばれてみないと分からないね，というところで話が止まってしまい，裁判員候補者に選ばれたことを申告して，初めて職場の側でも裁判員裁判について調べ出すといった調子で，ちょっとごたごたした中，無理やり参加した感じになりました。

裁判員制度が始まって１０年ほど経つとはいえ，まだまだ企業内には十分浸透していないように思います。

私が選任されて以降，何人か裁判員候補者に選ばれたみたいですが，１日だけなら参加できるけれども，数日，長丁場になるとちょっと難しいという意見を多く耳にします。日程の短縮や企業への制度周知に努めてもらえると，参加

のしやすさにつながると思います。

裁判員経験者（４番）

職場で裁判員候補者に選ばれた方もいたのですが、皆さん仕事の関係で辞退していたので、実際に裁判員選任手続に参加するのは私が初めてという状況でした。ですが、意外とすんなり、選ばれんだね、すごいね、行っておいで、みたいな感じで送り出してもらえたので、職場の理解という点では困りませんでした。

今の裁判員選任の方法については、いろいろと考えるところもありますが、結局のところ最も無難なやり方なのかな、と思っています。

補充裁判員経験者（５番）

私の場合、時間の余裕はありますし、周りの意見も妨げにはなりませんでした。移動の負担はありましたが、今でも自分のことは自分でやっておρισして、自動車を運転して５日間、気力と体力で参加しておρισしました。

裁判員経験者（６番）

繁忙期を避けて選任してもらえるよう、最初に届いた調査票に記入して返送しておいたおかげで、ちゃんと繁忙期を避けて裁判員候補者に選ばれましたと通知が来ましたので、恐らく職場の関係は大丈夫だろうと思っておρισしたら、案の定、上司からして自分も裁判員になりたい、興味がある、というくらいでしたので、私行ってきます、当たるかどうか分かりませんが、という形でお休みをいただき、職場には迷惑掛けましたけど、ゆったりと裁判員の仕事をさせていただきました。

裁判員経験者（７番）

私は仕事を辞めておρισしたので、夫に話すだけでして、いいも悪いも選ばれたんなら行ってこいよ、みたいな感じで送り出してもらいました。

事件を担当する半年前くらいに、左足を手術して入院しておρισして、建物内の移動、これは選ばれてからのことになりますが、特に階段を降りるのが非

常に負担となって辛かったのですが、その点を除けば、手続はスムーズに進みましたし、皆さんからすごく親切、丁寧に案内してもらえたこともあって、裁判所に対して最初からとても良い印象を持つことができました。

司会者（井野裁判官）

皆様ありがとうございました。

ところで、裁判所では、3番の方が参加した事件の頃から、裁判員候補者に向けて、御勤務先等に裁判員候補者に選ばれた、裁判員や補充裁判員になるかもしれないという点を少しでも説明しやすくなりますよう、御覧いただいている「裁判員候補者の雇用主、上司の皆様へ」という案内文書を同封しております。

1番の方、2番の方にお尋ねしますが、やはりこういった案内文書、あったほうがよろしかったでしょうか。

裁判員経験者（1番）

それはもちろん、あったほうが良かったですね。

裁判員経験者（2番）

職場向けに何を提示したらいいのか、ちょっと分かりませんでしたので、そういった書面があれば助かったと思います。

司会者（井野裁判官）

実際に使った方はおられますか。

裁判員経験者（6番）

コピーをとって上司に渡しました。

裁判員経験者（3番）

渡そうとはしたのですが、先ほどお話ししたとおり、選ばれてみないと分からないということで、目を通してはもらえませんでした。

司会者（井野裁判官）

それでは、話題を変えまして、証拠調べについて、皆様には証人の話や被告

人の話を直接、間近に聞いていただきましたが、検察官から、質問時間の長短や質問数の大小を巡る御質問もいただいておりますので、証人尋問や被告人質問について、御感想をお聞かせください。

まず、1番の方には、精神医療の専門家に来ていただいて、パワーポイントを使ってプレゼンテーションをしていただく場面を見聞きしていただきましたが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

1年以上が経ちますので他の記憶は薄れていますが、パワーポイントはとても分かりやすく、良かったです。

司会者（井野裁判官）

その事件では、他の証人や被告人の話をたくさん聞いたのですが、例えば検察官、弁護人の質問が長いとか短いとか分からないとか、こういった御印象、御感想を抱いた記憶はございますか。

裁判員経験者（1番）

特になかったです。

司会者（井野裁判官）

全般的には理解しやすかったなという、今の印象でしょうか。

裁判員経験者（1番）

話の内容については理解しやすかったのですが、とにかく話を聞いた人の数が多く、全体の尋問、質問の時間がすごく長かったように思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、2番の方が参加されたのは、被告人が外国人の事件でしたので、通訳人に入ってもらって、問いと答えを全て通訳してもらいながら進めた点が特徴的だったのですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

通訳を介する分だけ、どうしても時間が掛かってしまう印象は受けましたが、理解度という意味合いでは、日本語でのやりとりと特に変わるところなく、理解することができました。

司会者（井野裁判官）

例えば、もうちょっと通訳しやすい質問にしたらいいのにな、あるいは、さすがだよ、通訳に配慮した質問になってるな、こういった御感想は抱かれましたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

通訳の方が分かりやすいように、人によっては、日本語をかみ砕いて発言されている印象を受けました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、3番の方が担当された事件では、未成年の被害者の証言を、別の部屋に証人として来てもらって画面越しに見聞きするという、ビデオリンク方式により実施したのですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

皆さん大変分かりやすく質問されていたように思います。

被害者のお気持ちを考えると、被告人のいる空間ではなく、別室で画面越しに行われる証人尋問は非常に良い対応だと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

4番の方は、家庭内の事件で、家族や被告人の話を聞いていただきましたが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

比較的スムーズに分かりやすく問答が進んでいった印象が残っており、特にこうしたほうが良かったとか、不満に思う点はありません。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

5番の方も、4番の方と同じ事件を担当していただきましたが、質問の長い短い、多い少ない、声の大きい小さい、いかがでしたでしょうか。

補充裁判員経験者（5番）

特にありません。分かりやすかったです。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

6番の方は、精神医療の専門家に来ていただいて、パワーポイントで説明していただいたり、あるいは家族の話を聞かせてもらったりしましたが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（6番）

私は医療関係者ですので、専門家の話は多分理解できていたと思いますし、同じことを繰り返し何回も言われていましたから、一般の方もそれで分かるのかな、どうなのかな、そんな感覚です。

司会者（井野裁判官）

検察官や弁護人の質問で、何を尋ねているのか分かりづらいという点がありましたでしょうか。

裁判員経験者（6番）

検察官は、私の期待どおりの質問をてきぱきとされていて、すごいついて思いながら聞いていました。弁護人は、被告人が治療中だったからかもしれませんが、テレビとは違って現実はそんなものかもしれませんが、「はい」か「いいえ」でシナリオどおりに答えられる質問しかしていないように見えて、何かしら不思議な印象を受けました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

7番の方は、特に共犯者の証人尋問と被告人質問という、同じ事件を起こした者同士で対立する内容の話を聞いていただきましたが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（7番）

検察官がすごく「ぴしっ」と質問するのに圧倒されたのを覚えています。反対に、弁護人には、お話の中身は分からなくもないのですが、もう少し元気良くしゃべってほしいなと思っていました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございました。

検察官，どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

検察官としても、質問の意図が伝わりやすくなるように、分かりやすい尋問を心掛けているのですが、今日の皆様のお話を参考に、今後裁判員や補充裁判員として参加されるであろう方々には、「意図なり趣旨なりが分かりかねる質問があったとき、そのままにするのではなく、首をかしげたりしてもらえますと、今の質問では意図が伝わってないのだな、切り替えて短めの質問を続けてみようかな、ちょっと前提になる質問を挟んでみるかな、こういった工夫をその場でできるようになって、かえって助かります」ということを、この場をお借りしてお伝えしたいと思います。

司会者（井野裁判官）

率直なりアクション大歓迎，みたいな感じですか。

法曹三者（寺田検察官）

そうですね。証人や被告人から引き出して、裁判員の皆様に聞いてもらいたい、受け入れてもらいたい話があるからこそ、証人や被告人に質問しているのに、肝心の皆様にその趣旨なりが伝わらないのでは質問している意味が失われてしまいますので、本当に「何聞いているの、検察官」みたいな感じに思われ

る質問がございましたら、余り表情に出さないほうが良いとお考えの方もいらっしゃると思いますが、何なりと顔に出したりしてフィードバックしていただいたほうが、かえって助かります。

司会者（井野裁判官）

今の点につき、弁護人の立場から、いかがでしょうか。

法曹三者（中嶋弁護士）

寺田検察官御指摘のとおり、その場で反応していただけると、思惑どおりに進んでいないことを把握しやすくなって、反応を見ながら工夫できるようになりますので、同感です。

ところで、6番の方がおっしゃっていた、「はい」か「いいえ」で答えさせる質問につきまして、もちろん実際のところは分かりませんが、可能性として指摘させていただきたいのは、被告人と事前に打合せをする過程で、もしかすると被告人が余りしゃべりたくないという意向を強く示していて、その意向を尊重せざるを得ない状況だったのかもしれない、ということです。弁護人としては、決して分かりやすさを軽視するわけではございませんが、被告人の気持ちを第一に考えざるを得ないことも多く、いろいろと悩ましく思いながら日々の弁護活動に努めておりますので、御参考までにお話しさせていただきました。

司会者（井野裁判官）

裁判官は、なまじ様々な裁判経験を積んでおりますから、検察官や弁護人の訴訟活動を拝見しながら、何か思うところがあっても、先ほど中嶋弁護士がおっしゃったような事情があるのだろうか、うかがい知れない事情があるからこうなっているのだろうか等々、何かしら推し量る癖がございます。ところが、裁判員の皆様は、当然のことながら、そういった背景事情を抜きにして、目の前で展開するその場その場の現象そのものを、忖度なしでストレートに受け止める傾向が強いわけで、だからこそその難しさが、特に検察官、弁護人の当事者としての訴訟活動にはあるのかなとお察しします。検察官、弁護人におかれて

は、裁判員にどのように受け止められるのか、どのように見られるのか、こういった点を改めて念頭に置いていただき、より一層の高みを目指して、的確にして分かりやすい証人尋問、被告人質問の在り方を検討していただければと存じます。

それでは、また少しテーマを変えて進めて参りますが、検察官の御質問を踏まえまして、検察官の求刑、これは取り調べた証拠に基づいて、検察官がいろいろと主張をして、最後に被告人を懲役何年に処するのが相当と、こんな感じで締めるときの、検察官が求める刑のことを指しますが、この求刑が、御自身の感覚とかけ離れているといった印象を受けたことがございましたでしょうか。

裁判員経験者（7番）

既に有罪判決が出ていた共犯者を証人として聞いた事件に参加したのですが、何をもって共犯者は〇年で、今日の前にいる被告人が△年になるのか、その違いがどこから生まれるのか、疑問に感じました。

裁判員経験者（6番）

かけ離れているとは余り思いませんで、後から行われた評議の際に、こんな事例ではこのくらいの判決になっていますよ、そんなことが分かる資料を見せていただいたときも、検察官の求刑については、そうか、といった程度の印象です。

補充裁判員経験者（5番）

もともと刑は余り軽くすべきではないと私自身考えておりますが、重すぎるとも、軽すぎるとも思いませんでした。

裁判員経験者（4番）

検察官の求刑にしても、弁護側の量刑意見にしても、双方の立場を考えると、そんなに偏ったものではなかったように思います。どうしても検察官は罪を裁く、社会を守るという立場から主張されるでしょうし、弁護側は被告人を守るという立場から主張されるでしょうから、立場が違えば出す答えもおのずから

違って来るわけで、その点を織り込んで考えれば、双方の主張に変な隔たりはなかったように思います。

裁判員経験者（3番）

同感です。双方とも、立場と根拠に基づいて主張されていて、変な偏りみたいなものは感じませんでした。

裁判員経験者（2番）

検察官の作成した、かみ砕いて書かれたメモに目をやりながら求刑を聞いていた限り、特に偏っているとか、そういった印象は受けませんでした。

裁判員経験者（1番）

求刑を最初に聞いたときには比較の対象がありませんでしたから、求刑に対する最初の印象は、そんなものなんだな、という程度でしたし、評議を経ても、その印象は変わらなかったように思います。

司会者（井野裁判官）

検察官，どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

7番の方の事件は共犯事件で、他の共犯者らの裁判員裁判が既に終わっていて、最後に被告人が残っているという状況だったため、同じ事件の共犯者同士なのに求刑や量刑に差が出る点に疑問が生じやすい事案だったのかなと、お話を伺いながら思いました。検察官としても、仮に共犯者の間で求刑に差をつけるのであれば、どうして違うのか、その辺りの事情、由来を分かりやすく伝えることを心掛ける必要がある、そのような御指摘と受け止めました。

検察官として、普段から無茶な求刑をしているつもりはないのですが、どうしても「いやいや検事、それは突っ走り過ぎでしょう」みたく思われていないか、気にするところもあって、質問させていただきました。先ほどの皆様のお話を聞く限り、皆様の感覚とそんなにずれてないのかなと、いささか安堵しております。

司会者（井野裁判官）

話題を変えまして、検察官からは、判決に皆様御自身の意見、評議における議論が反映されたという実感をお持ちになられたのでしょうか、といった御質問も頂戴しています。皆様、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

もちろん自分の意見はきちんと言わせてもらいましたし、他の皆さんの意見もきちんと聞いて、裁判官からは判決はこういうふうに決めていきますというプロセスを教えていただいて、皆で評議できたと思っています。

裁判員経験者（2番）

裁判員裁判に参加するに当たってすごく懸念していたのが、裁判所の中で何を話していいのか、という点だったのですが、手続や専門用語といったよく分からない点は裁判官から親切に教えていただきましたし、その説明に基づいて、適切な話合いの上で、結論が導き出されたという印象です。

裁判員経験者（3番）

評議の中で結論を決めていくに当たって、意見を自由に発言することもできましたし、何よりその助けとして非常に参考になったのが、比較的類似する事案における量刑の傾向を示した資料でした。

裁判員経験者（4番）

評議をしていく中で、いろいろと自分も意見を言えましたし、他の人の意見を通じて、自分の考えていることが初めて分かる、そんなこともありましたので、良かったと思います。

補充裁判員経験者（5番）

補充裁判員としての参加でしたが、自分も裁判員裁判に参加したという実感を持ってました。体力を維持して、今度は裁判員をやってみたいです。

裁判員経験者（6番）

意見はちゃんと聞いていただきましたし、8割方満足しています。

裁判員経験者（7番）

いろいろな事例を紹介していただきながら評議が進んでいくので、すごく分かりやすかったです。評議については、何も問題なかったと言ったらかえって失礼なのかもしれませんが、いい感じで勉強させてもらいました。

司会者（井野裁判官）

検察官，どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

当事者としましては、評議を見聞きすることができないだけに、皆様が評議の中でどのように意見を交換しているのか、丁々発止でやっておられるのか、和気あいあいとやっておられるのか、その辺りには大変関心を持っています。

ちなみに、評議の際に用いられている量刑検索システム、これは比較的類似する他の事例の概要や量刑の分布が分かる参考資料のことですけれども、実際に御覧になってみて、御自身の生の量刑感覚との「ずれ」のようなものをお感じになったのでしょうか、そもそも参考資料を見るまでは、御自身の生の量刑感覚すら分からない、といった感じでしたでしょうか。

司会者（井野裁判官）

時間の関係で皆様に何うことはできかねますが、今の点について、参考資料の使い勝手でも構いません、何かございますでしょうか。

裁判員経験者（2番）

当然のことながら、私たちは素人ですから、過去の類似例に関する資料を見ずにそのまま意見交換を試みたところで、偏った意見、偏った感想を加味したような、不公平な結論が導かれるだけではないかと思しますので、参考資料があつて良かったと思います。

裁判員経験者（4番）

どうしても、似たような事件で過去にはこれくらいの求刑でこれくらいの判決が出ていますよと、そういったデータが示されないと、裁判員としては、類

似する事件とのバランスを考えられないまま、極端に重かったり極端に軽かったりする刑を念頭に置いて議論を進めていってしまうかもしれません。参考資料を示してもらったほうが、極論に流れることなく議論を進められますから、評議の時間を合理的なものとするためにも、良いと思います。

司会者（井野裁判官）

裁判所といたしましても、市民感覚の反映という、裁判員裁判ならではの大きな要請の実現に意を用いながら、ひとしく刑事裁判というものが、人の支配ではなくて「法の支配」を象徴するものであり、刑罰の公平、均衡を確保することも重要な使命である点を踏まえまして、今後とも、有罪の結論となった評議においては、量刑検索システムと呼んでおります参考資料を用いながら、市民感覚の反映の在り方を探究し続けることになるのだろうと考えております。

それでは、時間の関係もございますので、質疑応答に先立つ意見交換会を終えるということになりますけれども、冒頭でも触れましたとおり、裁判員制度は10周年を迎え、これからまだまだ続いていきます。改めまして、これから裁判員や補充裁判員になられる方々に向けて、メッセージをいただければと存じます。

裁判員経験者（7番）

周りの人たちは、10人が10人、お声が掛かって断ると、そんな感じですよ。私自身も頑張っていますが、裁判所の皆さんも、都市部に限らず、いろいろな地域を対象として、草の根の広報活動などもしっかりやっていただいて、一人でも二人でも裁判員制度に関心を持ってもらえるように頑張ってもらえれば、自分もやってみたいという方が少しずつでも増えていくのではないのでしょうか。

とにかく一人でも多くの方に、裁判員裁判を経験していただきたいと思えます。それだけです。

裁判員経験者（6番）

私自身は、もともと裁判員制度は必要か、という原点から長年考えておりまして、一度経験してみないと分からないと思いながら、今回参加する機会に恵まれたわけですが、裁判員制度が必要なのか、結論は出ませんでした。

それでも、一般庶民として、裁判を高いところから見学、というのではなく、内側から深く関わるという体験は、すごいことだと思いましたし、裁判員制度の良し悪し、必要なかどうか、なくてもいいのか、そんなことを判断する材料にもなりますから、今後も裁判員制度が続いていく以上、皆さんに参加してほしいと思います。

補充裁判員経験者（5番）

時間が許すのであれば、特に若い方々には、是非とも参加してもらいたいです。ただそれだけです。

裁判員経験者（4番）

始まって10年経った今でもまだ、裁判員裁判と聞くと、すごく敷居が高いイメージで、どことなく気が引けるという感じだと思いますので、経験者からの発信を通じて、どんどん敷居を低くしていかなきゃいけないのかな、そんなことをすごく思っています。

ただ、実際に裁判員をやってどうだったのか、こういうことがあって、こういう経験があったから是非ともやってみたらいいよと、言うのは簡単なのですが、本当のところは自分でやってみないと分からない、腑に落ちないように思います。気軽な気持ちで構わないので、何かしら裁判員裁判の連絡が来たらやってみようかなって、そんな風に受け止める人がどんどん増えてほしい、そう思います。

裁判員経験者（3番）

20代の若者代表として言わせていただきますと、裁判員として刑事裁判に参加することは、社会に対する貢献という点で大変大きな意義があると感じています。

自分自身、これから将来に向けて、職場や家庭、いろいろな生活環境の中で、今回経験して自分で感じたものを少しずつでも落とし込んでいけると思っていますので、先々のことも考えると、皆さんとにかく参加していただければと思います。

裁判员経験者（2番）

裁判员を経験できて、私の人生の中ですごくプラスになりました。他の方々にも、もし裁判员になる機会があったら、必ずや人生における参考なり助けなりになると思いますので、是非とも経験してもらいたいです。

裁判员経験者（1番）

誰もが裁判员裁判を避けているわけではなく、むしろいろいろな事情を抱えて、参加したくてもできない方もおられると思いますので、社会の側で、もう少し裁判员裁判に積極的に参加できるような環境作りが進めばいいのと思っています。

私自身が夫から言われていたように、私も、自分の参加経験に基づいて、絶対いい経験になるからと自信を持って言えますので、チャンスがあれば、是非参加してみてください。

司会者（井野裁判官）

皆様、熱いメッセージをありがとうございました。

皆様には、今後とも、「まずは参加してみたら」というところからでも結構ですので、元気の出るメッセージを伝えていただけると、大変ありがたく存じます。

それでは、皆様から本当に貴重な御意見を頂戴して参りましたが、意見交換会といたしましては、ここまでとさせていただきます。

この後、報道関係者との質疑応答の時間を設けておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

5 質疑応答

司会者（総務課長）

記者の皆さんから質問はございますか。

記者クラブ（A社 a 記者）

6番の方にお尋ねします。先ほど、裁判が終わって日常生活を送るうち、同じような事件の報道に触れて、ちょっと動悸がしたといったお話を伺いました。精神的に御負担にならない限りで結構ですので、もう少し、どういったことを思い出したのか、裁判のどの辺りが精神的な負担となったのかという点について、教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者（6番）

もう克服できていますからお話ししますと、傷の写真は白黒だったのですが、現場の写真はカラーでしたので、赤い血痕が分かるわけです。私は医療関係者ですので、そういうものには慣れていると、自分ではずっと思い込んでいたのですが、ずっと頭にとというか、頭にはないのだけれど心に残っていたのか、違う事件のニュースを聞いたときに、裁判員として証拠で見たような、ああいうふうな状況があったのだなというのを想像できて、そのときに動悸がしてきて、ずっと繰り返し繰り返し状況が浮かんできて、ああ、これがPTSDなのかなって思ったということです。

記者クラブ（A社 a 記者）

ありがとうございます。

関係する質問で皆様に伺いたいのですが、6番の方と同じように、裁判の過程でいろいろと刺激の強い証拠を見ることもあったかと思うのですが、御経験に照らして、こうして欲しかったとか、こういうところがしんどかったとか、そういったことがあったら教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

私が参加した裁判では、そういった写真等は出てきませんでしたので、特に要望などはありません。

裁判員経験者（２番）

私も特にその点に関する要望はありません。

裁判員経験者（３番）

私が参加した裁判でも、そのような写真はありませんでしたし、図面も特に刺激的なものではなかったもので、特に要望はありません。

裁判員経験者（４番）

血痕が分かる現場写真を見ましたが、次にそういう写真が出てきます、というのをアナウンスされた上で見ましたので、全然問題はなかったです。そういう方法で、これからも調べればいいのかと思います。

補充裁判員経験者（５番）

特にありません。

裁判員経験者（７番）

特にありません。

法曹三者（井野裁判官）

補足させていただくと、これまでの実例の蓄積を経て、刺激性のある証拠の取扱いについては、検察官、弁護士、そして裁判所、立場の違いこそあれ、相当地に配慮し、工夫を積み重ねておるのが実情でございまして、事案を的確に解明する上で必要最小限度の範囲に絞って、図式化やモノクロ化といった措置も念頭に置いて、7人の皆様が参加された事案を含め、その都度協議しながら対処しておりますが、本日御紹介いただいたようなケースも生じますので、引き続き、慎重を期して取り組んで参ります。

司会者（総務課長）

それでは、続けての御質問でございますでしょうか。

記者クラブ（B社b記者）

裁判員制度は、国民の視点や感覚を刑事裁判に反映させることを目的として始まり、この5月に10年を迎えたわけですが、実際に経験されて、民間の感

覚が裁判の結果や評議の内容に反映されたという実感を持たれたでしょうか。既にお聞かせいただいた点ではございますが、改めてお話しいただけますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

参加するまでは、裁判について余り興味がなくて、ニュースを聞き流す程度だったのですが、参加してみて、裁判官から自分の知らなかったことを教えていただいて、それを踏まえた上で、自分も考えて、自分の意見を言うことができていましたので、反映はされているのではないのでしょうか。

裁判員経験者（2番）

当然ですが、裁判員制度がなかった時代は、刑事裁判がどのように行われて、どのように判決が決まっていくのかという点が分からなかったのに、実際に参加させていただいて、ああ、このようにして判決が決まっていくのかという、刑事裁判のプロセスがはっきりと分かりました。

自分の意見もいろいろと言わせていただいた中で、他の裁判員の皆さんや裁判官の意見が適切な形で反映されているのではないかなと、そう考えています。

裁判員経験者（3番）

例えば裁判官からの証人や被告人に対する質問が、裁判員の意見や疑問を取り込んだ上でのものだったりしましたし、評議の際も、裁判員それぞれの意見を落とし込みながら結論を決めていきましたので、裁判員の意見はちゃんと反映されていると考えています。

裁判員経験者（4番）

私が参加した裁判は、身近で発生していてもおかしくないような事件が対象となっていましたので、刑を決めるのがすごく難しかったのですが、過去の裁判例と比較したりしながら、自分たちの意見を出し合って、裁判員の意見がうまく反映された評議になっていたと思います。

補充裁判員経験者（5番）

補充裁判員としての参加でしたので、よく分かりません。

裁判員経験者（6番）

なかなか答えるのが難しいような気がしまして、素人だからこそ、何かこう裁判官や裁判長の意見に動かされるというか、ああ、そうだねって思ってしまう部分ってありますから、判決が偏るといえるのは偏るのかなという思いもありますし、いや、やっぱり専門家が見立てるのだから、それはそっちの意見のほうが正しいのではないか、そんな思いも今までずっとあります。

結局のところ、何が正しい、どうしたら一番いいのかということは、裁判員をさせていただいた今でもよく分かりません。結論が出ていません。

裁判員経験者（7番）

裁判員の意見をいろいろと取り入れていただきながら、10年続いたわけですから、すごく意義のある制度だと思います。

記者クラブ（B社b記者）

1番の方にお尋ねしますが、職場の理解を得られやすいように、もっと早めに期日を知らせてもらえれば、より早めに休暇を取得できる、そういった御趣旨のお話ということでよろしかったでしょうか。

裁判員経験者（1番）

裁判員裁判の全日程は早めに教えてもらっているのですが、私が参加した事件では、選任されたらすぐ翌週から法廷における審理が始まることになっていました。そのため、裁判員に選任されてからシフトを組むのでは手遅れで間に合いませんから、裁判員に選ばれるのかどうか、肝心のここが分からない状況で事前にシフトを組まざるを得ず、苦労したということです。選任されてから裁判が始まるまでの間にもっと時間の余裕があったら、裁判員に外れたら外れたで今までどおり、裁判員に選ばれたら選ばれたで、そのときからシフトを組めばよくなって助かります、そういう趣旨です。

記者クラブ（B社b記者）

7番の方にお尋ねしますが、裁判のことがずっと頭の中に残っていてといった趣旨のお話をされていましたが、それは裁判で見聞きしたことがずっと残っていたという、そういう意味合いでしょうか。

裁判員経験者（7番）

見聞きしたことももちろん頭に残りはしていたのですが、何といたっても裁判の期間中、とにかく寝ている以外は、裁判所でいろいろと話を進めた状況だとか、明日はあれがどういうふうになるんだろうとか、そんなことが頭からずっと離れなかったですね。1週間も2週間もかかる事件ではなかったのが良かったものの、これが1週間も続いたりしていたら、何か頭から離れないまま私大丈夫なんだろうかって、ちょっとそういう気持ちになったかもしれません。

でも、すごく感謝しているのは、裁判長さんの雰囲気づくりで助けていただくことがすごく多かったことです。本当にありがたいなと思いながら、何とか無事に終了することができました。

記者クラブ（B社b記者）

5番の方にお尋ねしますが、今回御出席の皆様の中では最年長になられるかと存じますが、参加について御家族の反対とおっしゃっていたのは、それは体力的な面を理由に御家族が反対されたということでしょうか。

補充裁判員経験者（5番）

そうですね。年齢もあります。特に長男が、私の生活に関心を持っておりますので、断れ、辞退せえって、何度も言っていましたけど、私は自分の力で、体力と気力で参加することができて、本当に勉強になりました。人生最高の勉強です。

記者クラブ（B社b記者）

引き続き5番の方にお尋ねしますが、先ほど、若い方に是非参加してもらいたいとメッセージをいただきましたが、高齢ということで辞退を検討される方もいらっしゃるかもしれない、同年代の方に向けてはいかがでしょうか、

補充裁判員経験者（５番）

高齢の方になりますと、どうしても体力との兼ね合いがありますので、今からの時代、やっぱり時代が変わっていくわけですから、特に若い人に参加してもらいたいです。

司会者（総務課長）

それでは、時間となりましたので、質疑応答を終了させていただきます。

司会者（井野裁判官）

最後に御挨拶申し上げます。

御参加いただいた7人の皆様には、経験に根差した貴重な御意見をたくさん頂戴いたしました。皆様の御意見を糧にして、より良い裁判員裁判の実現に向け、更なる工夫を積み重ねていきたいと決意を新たにしております。長時間お付き合いいただき、本当にありがとうございました。

以 上